

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、申立期間①の標準報酬月額を、28万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成7年8月31日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月6日から6年4月1日まで
② 平成6年4月1日から7年8月31日まで
③ 平成7年8月31日から8年5月21日まで

申立期間について、社会保険事務所に記録照会したところ、申立期間①については、標準報酬月額が違っている。申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が遡^{そきゅう}及して取り消されている。申立期間③については、未加入期間となっている。

しかし、私は申立期間においてもA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと記憶している。また、標準報酬月額ももっと高かったと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する28万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成7年8月31日）の後の11年6月11日付けで5年9月6日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額を9万8,000円に引き下げていることが確認で

きる。

また、商業登記簿謄本から申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、雇用保険受給資格者証に記入されている離職時賃金日額により、申立人は申立期間において28万円の標準報酬月額に相当する給与を得ていたと推認される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年9月から6年3月までは28万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、申立人は、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成7年8月31日）の後の11年6月11日付けで6年4月1日に被保険者資格を喪失した処理がされているところ、雇用保険の記録により、申立人が申立期間において継続して勤務していたことが認められる。

また、平成6年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額の記録が11年6月11日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年4月1日を資格喪失日とした届出を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、7年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については6年10月の定時決定の記録から28万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁の記録により、当該事業所は平成7年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所の元代表取締役も消息不明で、申立人の厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、申立人は、「最後の半年ぐらいは、ほとんど給料をもらえなかった。給与明細書をもらったかはっきり覚えていない。」としている。

このほか、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から同年12月まで

昭和47年4月に会社を辞めて、すぐ国民年金の加入手続をして、国民年金保険料は早め早めに納付した。当時は、失業保険をもらい、家業の店番をしながら内職もしていたので、お金に不自由することはなかった。それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月に会社を辞めて、すぐ国民年金の切替手続を行い、国民年金保険料も納付していたと主張しているものの、市町村の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の被保険者記録を見ると、46年2月1日に国民年金の被保険者資格を喪失して以降、新たに資格を取得した形跡が見られないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は20歳になった昭和36年*月*日に払い出されているところ、申立人はA町から住所変更した記録も無いなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、町役場に国民年金保険料を納付した記憶があるとしているが、具体的な納付方法や納付金額が不明確である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

昭和38年6月ころ、自宅に突然、「あなたの国民年金の未納分を取りに来た。」と言って国民年金の係の人が二人訪ねてきた。少し話をした後、義父は、二人と一緒に出かけたので、その時、義父が申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。それにもかかわらず、年金記録では国民年金保険料が未納になっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「亡き義父が、昭和38年6月ころに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。」と主張しているが、亡き義父が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号の払出状況から、昭和39年12月ころに払い出されたものと推認され、国民年金の資格取得日は、38年4月1日にさかのぼって行われていることが市町村の国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳等から確認できるところ、その時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人には、前記のことから過年度納付を行ったとする記憶も無く、その形跡も見られない。

さらに、申立期間当時のA町担当者の証言により、申立期間当時において、同町役場窓口では、国民年金の過年度保険料収納事務を行ってい

なかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 42 年 11 月 1 日まで
私は、昭和 38 年 8 月 1 日から 44 年 9 月 5 日まで、A社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険が未加入となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間ころ、A社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 42 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた同僚の厚生年金保険の加入記録を見ると、昭和 42 年 11 月 1 日となっていることが確認できるほか、申立人の厚生年金保険の加入や保険料の控除については分からないと証言している上、申立人と一緒に病院に行ったとする別の同僚は厚生年金保険の適用以前の昭和 39 年 4 月に退職していることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について事業主に照会したが、「資料が無く、不明である。」としている上、当時事務を担当していた事業主の妻も他界しており、申立人に係る関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月10日から34年10月15日まで
私は、昭和30年1月10日から34年10月15日までの期間、A県B町（現在は、C市）に所在したD社E工場に勤務していたが、社会保険事務所から当該期間に係る厚生年金保険加入記録が確認できなかったとの回答を受けた。

当時は、父の知人の紹介で入社し、肥料部門の分析課で、窒素、リン酸及びカリといった肥料成分の検査に従事していた。

毎月の給与からは、健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料が控除されていたほか、社内診療所の医療費、社員食堂の食費及び労働組合費なども控除されていたことを記憶しているので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の記憶から、E工場に勤務していたことは推認することはできる。

しかしながら、申立期間当時、E工場の分析係に勤めていた元従業員の証言によれば、「自分は昭和22年7月6日から工場が閉鎖された33年9月21日まで分析係（「分析課」ではないとしている。）に勤務していたが、申立人の氏名には記憶が無い。」としており、同じ分析係に勤めていた別の元従業員も同様の証言をしている。

また、昭和22年1月1日からE工場が閉鎖された33年9月21日まで厚生年金保険の被保険者記録がある同工場倉庫課運輸係に勤務していた元従業員二人も「申立人の氏名には記憶が無い。」と証言している。

さらに、D社は、「E工場は、社史で確認できるのみであり、当時の人事記録等は現存していないため、申立人の在籍の有無及び申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得・喪失の届出及び保険料控除を行っていたかは不明である。」と回答している。

なお、申立人の申立てによれば、当時の給与月額が2万円であり、給与から控除されていた厚生年金保険料額は1,300円であったと主張しているが、当時の標準報酬月額等級と厚生年金保険料率により算定すると被保険者負担保険料額は270円となり申立人の主張する保険料額と大きく相違している。

加えて、申立人は、昭和34年10月15日までを申立期間としているが、E工場は33年9月21日をもって閉鎖されており、同工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、ほとんどの従業員が同日付けをもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 16 日から同年 12 月 1 日まで
A 県立 B 病院に調理師（臨時職員）として昭和 44 年 6 月 16 日から勤め、同年 12 月 1 日に正職員として採用されたが、臨時職員として勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。当時、体調を崩したときに社会保険で病院を受診した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

A 県から提出された申立人に係る履歴書により、申立人が申立期間において A 県立 B 病院に「療食臨時日雇」として勤務していたことは確認できるものの、同県では、その当時の臨時職員等の社会保険への加入取扱いについては不明としている。

また、申立人と同時期に勤務していた調理師の同僚は、「県職員として本採用されるまでの臨時職員の期間は、社会保険に加入していなかった。臨時職員であれば、自分と同じだったと思う。」としている。

さらに、申立期間以前の昭和 44 年 4 月 1 日から、申立人が県職員として本採用となった同年 12 月 1 日までの期間において、同病院に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した 25 人について確認したところ、申立人の氏名は確認できず、事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番も無い。

なお、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 53 年 9 月 1 日まで
申立期間について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、厚生年金保険に加入していた事実が確認できない旨の回答をもらった。
しかし、人事発令通知書もあり、夫と一緒に交代制でダムの管理の仕事をしていたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県人事発令通知書から、申立人が申立期間において、A 県 B 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、現在、統合されて A 県 C となっている事業所からは、「当時の資料が無いため不明である。」との回答を得ているものの、申立期間当時の事業所の人事担当者は、「当時、申立人は非常勤だったし、勤務時間が少なかったので厚生年金保険には加入できなかったと思う。」と証言している。

また、社会保険庁が管理する当該事業所の職歴審査照会回答票を見ると、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立期間は国民年金の保険料納付済み期間となっていることが確認できる。

さらに、申立期間については、当該事業所における雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 25 年 5 月 21 日まで
昭和 19 年 10 月 1 日から 25 年 5 月 21 日までの A 社（現在は、B 社）
における厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所から昭和 25 年
12 月 20 日に脱退手当金を支給済みとの回答を受けたが、受給した記憶
も無く、受取を証明する書類も持っていないので、この期間は年金とし
て受け取る権利があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係
る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 25 年 12 月 20 日
に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には
脱退手当金を支給したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自
然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前
であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給でき
なかつたのであるから、A 社における厚生年金保険被保険者資格を昭和 25
年 5 月 21 日に喪失して以降、36 年 4 月 1 日まで厚生年金保険への加入歴
が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手
当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申
立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。